## 鹿児島県公報

令和4年12月23日(金)第374号の8



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施

(畜産課取扱い) 1

告示

## 鹿児島県告示第897号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により、次の区域において家きん を所有する者に対し次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和 4 年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

2 実施する区域

県下全域の家きん飼養農場(飼養羽数100羽以上のものその他家畜保健衛生所長が指定するものに限る。)

3 実施の期日

令和4年12月24日から令和5年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の家きん飼養農場内(家きん舎周囲及び家きん飼養農場外縁部)散布